

日高地区コミュニティ「きらめき日高」規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、日高地区コミュニティ「きらめき日高」(以下、「本会」という。)と称し、事務所を豊岡市日高町国分寺850番地(豊岡市立日高地区コミュニティセンター)に置く。

(目的)

第2条 本会は、日高地区(以下「地区」という。)における共通の課題解決を図り、「共に助け合い、みんなでつくる活力ある新しい地域コミュニティ」の構築を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区の課題を解決し、活性化を図るための事業に関すること。
- (2) 地区の課題解決に向けての協議、学習等に関すること。
- (3) 会員相互の連携に関すること。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要なこと。

第2章 組織

(会員)

第4条 本会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区に居住する住民
- (2) 地区で活動する団体
- (3) 地区に住所を置く事業所
- (4) その他会長が必要と認めるもの

(会議)

第5条 本会は、次の会議をもって運営する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 部会

(部会)

第6条 前条の部会は次の3部とし、所管事業の企画及び実施の主体となる。

- (1) ふるさとまちづくり部
- (2) 安心みまもり部
- (3) 人づくり部

(総会)

第7条 総会は、本会の最高議決機関とし、代議員により構成する。

2 総会は会長が招集し、総会の議長は出席した代議員の中から選出する。

3 総会は定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催して次の事項を審議、議決する。

- (1) 予算、決算、事業計画及び事業報告に関すること
- (2) 役員を選任又は解任に関すること
- (3) 規約の改廃に関すること
- (4) その他、本会の運営に関する重要事項

4 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または代議員の3分の1以上から請求のあったとき、

もしくは監事から請求のあったとき、開催する。

- 5 総会は、代議員の過半数の出席により成立し、議事は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会の議事については議事録を作成し、出席者のうちから選出した1人と議長が署名押印する。

(代議員)

第8条 代議員の定数は36人とし、各区から2名ずつ選任するものとする。ただし、本会の役員は、代議員に就任することができない。

(代議員の任期)

第9条 代議員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 執行機関

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人
- (3) 部長 3人
- (4) 事務局長(会計) 1人
- (5) 監事 2人

- 2 副会長3人のうち1人は、日高地区区長会(以下「区長会」という。)会長をもって充てる。

- 3 必要に応じて役員会の承認を得て、本会に顧問を置くことができる。

(役員を選任)

第11条 役員は、選考委員会により選考し、総会において選任する。なお、役員等の選任に当たっては女性の参画に努めなければならない。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐する。会長があらかじめ指名した副会長は、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 部長は、担当部の運営にあたる。
- (4) 事務局長は、本会の事務及び会計を処理する。
- (5) 監事は、本会の会計を監査する。

(役員等の任期)

第13条 役員及び各部の副部長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により選任された役員及び各部の副部長の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員会)

第14条 役員会は、会長、副会長、部長及び事務局長をもって構成する。

- 2 役員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 総会に付すべき事項に関すること
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (3) その他総会の議決を要しない事項の執行に関すること

- 3 役員会は、会長が招集し、議長となる。

(部会構成)

第15条 各部に、部長1人、副部長2人を置く。

- 2 各部に、企画係を置く。企画係員は部長が指名し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 各部に、地区委員として次の委員を置き、各区からそれぞれ1人ずつ選任する。任期は1年とする。
 - (1) ふるさとまちづくり部……体育委員 18人及び文化委員 18人
 - (2) 安心みまもり部……人権福祉委員 18人及び自主防災委員 18人
 - (3) 人づくり部……青少年委員 18人及び健康推進委員 18人
- 4 部の会議は、部長が招集し、議長となる。
- 5 各部に、企画チームを置く。企画チームは、部長、副部長及び企画係で組織し、部所管事業の企画・運営にあたる。
- 6 事業実施に際して必要に応じ実行委員会を置くことができる。実行委員会は企画チームにおいて検討し、役員会に諮って設置する。

第4章 会計

(役員報酬及び交通費)

第16条 役員に報酬を支払うことができる。

- 2 本会の用務として、会議等への出席及び出張した場合は交通費を支給することができる。
- 3 詳細は別途定める。

(経費)

第17条 本会の運営に関する経費は、交付金、補助金、分担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 雑則

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成28年12月7日から施行する。
- 2 本会の設立された日の属する年度の会計年度は、第18条の規定にかかわらず、設立日から平成29年3月31日までとする。
- 3 本会の設立された日における代議員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。
- 4 本会の設立された日における役員並びに副部長及び企画係員の任期は、第13条第1項及び第15条第2項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。